

## 令和5年度第2回千葉県男女共同参画推進懇話会 開催結果概要

1 日 時 令和6年2月7日（水） 午前10時30分～11時30分

2 場 所 W e b 会議

3 出席者 <千葉県男女共同参画推進懇話会委員>

萩原委員・山田委員・会田委員・寺口委員・山崎委員・依光委員・

五十嵐委員・瀧本委員・高橋委員・後藤委員・永嶋委員 ※以上11名

<事務局>

横山総合企画部次長、小川男女共同参画課長、ほか事務局

### 4 議事の概要

#### (1) 多様性尊重条例の制定と男女共同参画の推進体制等について

資料に基づき、多様性尊重条例の制定と男女共同参画の推進体制等について、説明が行われた。

#### 事務局から説明

資料1-1 多様性尊重条例の制定と男女共同参画の推進体制等について

参考資料1 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

#### 政策企画課から説明

資料1-2 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例  
について

資料1-3 令和6年度当初予算における多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の  
形成に関する主な事業

#### 意見交換

(萩原座長)

ご説明ありがとうございました。当懇話会は多様性尊重条例のうち、男女共同参画の部分  
について引き続き担当していくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は来年度の啓発事業や推進体制を中心に説明がありましたが、それぞれの御専門の立  
場から、御意見いただければと思います。後藤委員お願ひします。

(後藤委員)

何点か聞きたいことがあり、まず推進体制についてですが、多様性社会推進課に名前が変  
わり、企画調整室と男女共同参画室ができますが、室長となる方の役職について、教えてい

ただければと思います。

男女共同参画は国の基本法を前提として、基本計画を策定する義務があります。多様性尊重条例で計画を策定する予定はないとも聞いています。役職について、副参事は参事の下で、主幹はその上だと思うのですが、国の法律に基づいた男女共同参画の対応が格下げされているように見えるため、説明していただきたい。

また2点目として、施策が縦割りになっている点をどう解消するかです。私はこの懇話会で、男女共同参画の問題はすべてに関係するため、これを総合的に統括するような、すべての施策にジェンダーの視点を入れる、ジェンダーメインストリーミングがとても大事だと思っています。そのような中、このような縦割りを促進するような形になっていることについて、危惧を覚えています。

最後に困難女性支援法が施行されましたが、児童家庭課が所管となっており、女性の問題を扱っている男女共同参画室に所管がない理由について御説明いただければと思います。以上です。

(萩原座長)

ありがとうございました。事務局お願いします。

(男女共同参画課)

男女共同参画課です。御質問ありがとうございます。

まず1点目の推進体制について、県の真意としては、まだ男女共同参画社会が実現していない、また、男女共同参画を包含する条例ができた中で、扱いが格下げになったと思われてはいけないと考え、組織を検討しているところです。まだ職員の配置等がされていないため、詳しいこととお話しできる段階にはないのですが、基本的には、職位や人数は今の男女共同参画課に劣るものではないものと考えています。特にこれから男女共同参画を推進していく中で、各団体や県議会関係、マスコミ等の外部への対応や男女共同参画の業務に責任を持って所管できる職位を考えているところです。

課の中の一部にはなりましたが、多様性尊重を考える中で、男女共同参画の考え方についても新たな視点でいろいろな方に見直していただき、理解を深めていくということもねらって多様性社会推進課に位置付けられるところであり、複合的な作用など、可能性も広がると考えています。御懸念の推進体制については、しっかりやっていきたいと考えております。

(後藤委員)

主幹と副参事はどちらが上なのでしょう。

(男女共同参画課)

副参事の方が上となります。

次に縦割りに関する御質問について、先ほど資料1-1の中でも御説明させていただきましたが、男女共同参画課は庁内に横串を刺し、話し合いなどを通じて様々な課が実施している事業を深め、男女共同参画の精神を庁内に行き渡らせていくことも役割の一つとなります。今後も関係する施策にジェンダー要素が入っていくよう、庁内で連携強化しながら進めていき、事業の相乗効果も狙いながら、各課できちんと事業を実施できるよう、進めていきたいと思えます。

最後の困難女性支援法に関する御質問について、こちらも先ほどと同じような考え方で、実務は児童家庭課の方でしっかり進めていき、県として、困っている女性へのどう取り組んでいくかという、基本的な部分については、当課も児童家庭課とともに進めていく部分になると考えています。また、男女共同参画センターでは相談業務を実施しており、困っている女性の相談にしっかりとのるなど、実務についても連携していく所存です。以上となります。

(萩原座長)

ありがとうございました。格下げではなく、しっかりと人員や予算を確保し、進めていただきたいというのがおそらく後藤委員の思いの中にあり、皆さんの思いもそうではないかなと思えます。

また庁内で横串を刺してということですから、庁内の中の啓発というか、情報共有をしっかりとしていく必要があるかなと私も話を伺いながら思いました。

それから最後の困難女性についてですが、各県で基本計画を策定することになっていますので、そののところにしっかりと男女共同参画課の意見が入るよう、しっかりとコミットしていただきたいなと思えます。

それでは次に「令和6年度 男女共同参画社会の実現に向けた県民意識調査」について事務局から説明をお願いいたします。

## (2) 「令和6年度 男女共同参画社会の実現に向けた県民意識調査」について

### 事務局から説明

資料に基づき、「令和6年度 男女共同参画社会の実現に向けた県民意識調査」について、説明が行われた。

資料2 令和6年度 男女共同参画社会の実現に向けた県民意識調査の実施について  
参考資料2 令和元年度 男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査 調査票

## 意見交換

(萩原座長)

ありがとうございました。調査票については、来年度に正式な照会があるということですが、現時点で御意見や御質問がありましたら、ぜひお願いします。山田委員お願いします。

(山田委員)

私は社会学で調査をやっていることもあり、今後、意見の聴取機会があるということですが、先に言わせていただきます。

フェイスシートの部分になりますが、あなたの性別に該当する番号に○をつけてくださいというところで、女性・男性・その他とありますが、これに関しては、現在、国でもどういふふうに聞いたらいいかということを検討中ですので、その検討を待つてお願いできればと思います。

またDVには細かい質問がありますが、職場におけるセクハラ等の質問がないんですね。職場や団体とか、あとは例えばお茶くみを女性だけがやっているなど、各種団体での状況についても、書いていただきたいというのが1つです。

またフェイスシートになりますが、自分の地域で働いてる人、自分の地域以外で働いてる人、また職場においても他の地域から働きに来ている人もいますので、勤務先に関して千葉県内外とか、あと企業規模などを入れていただければと思います。

以上、コメントになります。

(萩原座長)

ありがとうございました。次に後藤委員お願いします。

(後藤委員)

今回の調査で多様性尊重条例に関する調査は何かしないのでしょうか。やはり条例を制定したからには周知していかななくてはいけないため、条例の制定に伴い調査をすることが必要だと思います。実施予定はないのでしょうか。もしないようであれば、少し項目が増えるかもしれませんが、特にLGBTQや同性婚など、家族の新たなあり方について質問項目に入れてほしいと思います。アンケートの質問項目を見ていると、古いタイプの家族観しか存在していないようにしか見えないため、多様性を尊重するというのであれば、今までのことを踏襲するのも大事ですが、踏襲していても啓発にはなりません。質問することによってこういう考え方があるのだという啓発にも繋がると思います。条例制定の1年目でもあるので、予算をとり他の事業を削ってでも、調査をしていただきたいというのが1点です。

もしそれがどうしても何らかの理由でできないというのであれば、他に調査もあると思い

ますので、他にどのような調査が予定されているのか伺いたいです。もしそれで十分でなかった場合は、ここに適切な新たな家族観を聞くような、条例のもとでのふさわしい調査票になるよう努力いただきたいという意見です。

そのため、まずは他の調査があるかどうかということだけ伺えればと思います。

(男女共同参画課)

当課の調査としてはこの調査になりますが、庁内では例えば、就労の関係の調査をやっている所属や、広く世論調査も実施していたりしますので、そういうところで何らか質問が絡められないかということも庁内的に検討したいと思います。ただ、隔年で実施している調査などもありますので、来年度すぐとはお答えできず、申し訳ありません。

(後藤委員)

わかりました。

条例を作った以上、きちんとそれに沿った調査方法を新たに検討するなど、税金を使って県内で行う調査ですから、それが相互に関連するような調査方法を御検討いただければと思います。

(萩原座長)

ありがとうございました。最初の山田委員のフェイスシートについてですが、本当に内閣府がかなり時間をかけて検討してるところで、非常に悩んでるところだと思いますので、御検討いただければなと思います。

あと先ほど後藤委員も仰ってましたが、調査を通じて啓発していくというのは非常に有効ですので、そのあたりを御検討いただければなと思います。

それから多様性尊重条例がせっかくできましたので、来年度すぐには難しいかもしれませんが、多様性尊重条例ができたことによる、多様性に対する理解とかそういったものの新たな調査みたいなものも必要になってくるのかなと思いました。

それでは、政策企画課の方からお願いします。

(政策企画課)

1点補足ですが、他の調査ということで、県政の世論調査の方で年に1回、ダイバーシティという概念を知っているか、またダイバーシティ社会が実現されているかどうかという点については、経年で調査をしていますので、その点について御報告させていただきます。

(萩原座長)

ありがとうございました。他にご意見はありますか。依光委員お願いします。

(依光委員)

前の議題にも少し関わるため、戻ってしまうかもしれませんが、男女共同参画課は男女共同参画の考え方を広めるため、庁内向けのことも実施しているというお話しでした。多様性に関しては、政策企画課が庁内にこのことを施策に入れていただきたいと確認・提案するというような働きをされるという理解でよろしいでしょうか。

先ほど調査の話もありましたが、いろいろな施策に多様性尊重条例の理念を入れていくということで、そのあたりのことを推し進める中で、庁内のいろいろな担当部署のところに話をされたり、何か施策を進めるときには助言されたりというような働きをされるということでもよろしいでしょうか。

(萩原座長)

ありがとうございました。事務局お願いします。

(政策企画課)

政策企画課でございます。条例の理念を踏まえ、県政のあらゆる分野で施策を推進していく必要があると考えており、我々としても庁内の研修の場ですとか、あるいは様々な会議を通じて、条例の理念を庁内に浸透させ、施策を推進していきたいと考えております。

(依光委員)

いろいろな施策が上がってくるときに、チェックと言ったら語弊があるかもしれませんが、多様性の視点を入れていただくよう示唆や助言をするなど、確認をされているということでしょうか。

(政策企画課)

現状も各課の取り組みについて情報収集し、横展開ができないかどうかということを意見交換しながら庁内に共有する取り組みをしていますが、来年度は新たな組織ができますので、企画調整室が中心となり、庁内の部局横断的な総合調整をしながら、さらに取組を推進できるようにしていきたいと考えています。具体的な推進体制や推進方策については、また改めて今後検討を進めていきたいと考えています

(依光委員)

もしできましたら、本懇話会は男女共同参画が担当でメインになると聞きましたが、多様性に関わる庁内の動きについても、あわせて報告や情報提供していただけると。切り離してということでもないと思いますし、多様性の中に男女共同参画も当然あるため、報告や情報提供していただけると検討の参考になるかと思いますので、その方向でお願いできたらと思いました。

(政策企画課)

承知しました。ありがとうございます。

(萩原座長)

重要な御指摘ありがとうございました。後藤委員の方からチャットで、質問項目を検討する際に、政策企画課の話にあった参考になる県民調査があれば、それを参考資料としてつけていただけるでしょうかとありましたが、事務局いかがでしょうか。

(政策企画課)

調査の照会の際につけられるよう、男女共同参画課とも調整をさせていただきます。

(萩原座長)

では、御意見を参考にして、さらに良いものにしていただければと思います。

それでは次に「令和5年度千葉県男女共同参画白書」について、事務局から説明をお願いいたします。

### (3)「令和5年度 千葉県男女共同参画白書」について

#### 事務局から説明

資料に基づき、「令和5年度 千葉県男女共同参画白書」について、説明が行われた。

資料3 令和5年度 千葉県男女共同参画白書

#### 意見交換

(萩原座長)

ただいまの事務局の説明に対して、あるいは白書を御覧になって何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。後藤委員お願いします。

(後藤委員)

今回の白書に対してではありませんが、どうしても新しい多様性尊重条例のことが気になります。例えば条例の第6条で県民等の理解を深めるとありますが、例えば来年度以降、このような白書を多様性尊重条例の関係で出される予定があるか伺いたいのが1点と、先ほどの依光委員からのお話と重なりますが、組織図を見ると、懇話会のようなものが多様性尊重条例に紐づいてないことがわかります。そうしたときに、多様性尊重条例もかなり多岐にわたりますが、その施策が適切に行われているということを確認する場所というのは、議会しかないという理解でいいのか質問させていただきます。

また男女共同参画白書はインターネットで見られるということですね。承知しました。

(萩原座長)

では事務局をお願いします。

(政策企画課)

政策企画課でございます。白書の件について、現時点では特に白書というような形では考えていませんが、多様性尊重条例の実効性を確保するという意味でも、今後どういった推進方策、あるいはその実施状況の点検といったことについては、今後検討していきたいと考えています。

またチェックの点について、議会だけかということでしたが、例えば県の方では県の最上位計画である総合計画の方で、全般的に施策の政策評価も行っていますので、そういったところも活用しながら全体の取り組みについて確認し、実効性を高めていきたいと考えています。

(後藤委員)

総合計画はあると思いますが、それは5年ごとの施策になりますよね。毎年更新するものではないと思います。例えばその場合に一般論として、途中でこのように多岐にわたるような、人権を守り差別をなくすことを目的とした条例ができたときに、総合計画の検討の際には、懇話会のようなものがあるという理解の上で、新たな施策についてもそこで検討することになるという理解でいいのかだけ、もう1回確認させてください。

(政策企画課)

総合計画では、全体的な政策評価として毎年度、実施状況の点検をしていくことになり、その点検評価を踏まえ、次年度の予算などに反映していくことになると承知しています。

多様性の政策自体を、より実効性を高めていくためにどうするかということについては、その総合計画での点検評価も含め、今後、多様性社会推進課の方でも検討を深めていきたいと考えています。

(萩原座長)

ありがとうございました。ダイバーシティの歴史を調べていくと、もともとは男女差別や人種差別などといったところからきていますので、あまり多様性の後景に男女平等がいつてしまわないようにしていくためにも、いろいろなチェック機能は非常に重要だと思っていますので、今の後藤委員の御意見も含め、条例ができたことによって男女共同参画がしっかりと進んでいけるようにしていただければなと思います。今日はいろいろ御意見いただいとると思いますので、それを反映していただきたいと思っています。



#### (4) その他について

(萩原座長)

最後に委員の皆様からその他として何かありますでしょうか。よろしいですか。  
では事務局からありますでしょうか。

(事務局)

総合企画部次長の横山です。本日は大変貴重な御意見ありがとうございました。

特に条例ができたということで、我々としても、男女共同参画を含めて生きづらさを感じている方々が、できるだけ、そういう思いをしないですむような社会にしたいということと、様々な違いにかかわらず、皆がその人らしく活躍できる社会にしたいという強い思いでおりますので、引き続き、男女共同参画を含め、様々な面でアドバイス等をいただければと思います。本日はありがとうございました。

事務局から議事録の確認等の連絡事項を説明し、議事が終了。